

企 発 第 139 号

平成 18 年 10 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」  
に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

9 月 22 日に貴会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させて頂きますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

第 14 項

「自己新株予約権は、取得原価による帳簿価額を、純資産の部の新株予約権から、原則として直接控除する。」となっているが、どういった際に例外的な処理がなされるのか、例を示して頂きたい。

また、例外的な場合には、第三者による取得の場合と同様第9項を準用し有価証券として処理できるのかも含め、処理方法も明記して頂きたい。

第 15 項

「自己新株予約権が処分されないものと認められるとき」が、会社の保有意思だけで決めることが出来るのか、それとも別途客観的な条件が必要なのかが不明瞭であるため、どのような時に処分されないものと認められるのか具体的な例を示して頂きたい。

第 26 項 (1) ②及び(2) ②

従来自己社債の取得についての会計処理が必ずしも明確ではなかったことから、「結論の背景」第 48 項で言及するのではなく、当項目にて「自己社債の取得に準じて、有価証券の取得として処理する」等の表現とすべき、と考えます。

第 26 項 (2) ②及び設例 2

「取得の対価となる自社の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき資本金又は資本金及び資本準備金を

増加させる」とあるが、上場会社の場合には「自社の株式」と「転換社債型新株予約権付社債」は両方とも市場価格があることから、どちらをもって「より高い信頼性を持った測定可能な時価」としたらよいかの問題があるかと思しますので、このようなケースを想定して、より具体的な判断基準の記載をお願いしたい。(通常は自社の株式の時価と転換社債型新株予約権付社債の時価は一致することから、後者を採用する必要はないと考えます。)

もし、後者を採用する場合は、設例 2 においても、転換社債型新株予約権付社債の時価に基づき資本金又は資本金及び資本準備金を増加させる場合を加えて頂きたい。

#### 第 26 項及び第 27 項

本公開草案では、取得条項付 CB を発行者側が取得した際の会計処理について、取得の対価が「現金」のみの場合、「自社株式」の場合のみを規定し、「現金」と「自社株式」が合わさった場合についての検討が見送られているが、こちらについても検討をお願いしたい。

#### 第 28 項及び第 29 項

28項と29項とを比較すると、29項では、換算差額の取扱いが明確で無い様に思われます。この点、29 項での換算差額の取扱いを 28 項に準ずるとするのが良いのではないかと考えます。

#### 第 44 項及び第 46 項

第 44 項及び第 46 項において「払込金額が明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合」の取扱を規定していますが、このような「明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合」のガイドライン(目安)について記載があると実務上有用と考えられることから、本草案において提示をしていただきたい。

以 上